

すぐ聞く!

すぐ行く!

すぐ対応!

こちら

すぐやる課です



「どこに相談したらいいのかわからない」「こんなことを聞いてもいいの?」という場合には、すぐやる課に相談してください。

担当課 **すぐやる課(区役所2階211番)**

☎5654・8448

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時

年間約2,900件の相談を受け付けています

すぐやる課では、区民の皆さんからさまざまな相談を受け付けています。年間約2,900件の相談のうち、ハチに関する内容だけで600件を超える相談があります。

皆さんの自宅や軒下にハチの巣があるなどの相談には、職員が出動し、ハチの生態や対処法などについて説明します。



職員出前講座をご利用ください・・・

「ハチの生態と対処法について」と題して、皆さんの地域に伺い、ハチについて分かりやすく説明しています。幼児向けには紙芝居なども用意しています。

詳しくは、すぐやる課(☎5654・8448)までお問い合わせください。

まずはご相談ください!

すぐやる課では、区への困りごとの相談や作業依頼に対して、現場に出動する他、各課と連携して早期解決のお手伝いをします。

また、私有地内の樹木の剪定や近隣トラブルなど、区で対応が困難な場合でも、これまでの相談対応の事例や担当職員の経験などを基に解決に向けての助言や、対応可能な他の公共機関や団体につなげるなど、問題解決に向けたお手伝いをしています。まずはお気軽にお問い合わせください。

消費者の生活を守ります

突然の勧誘によって、思わず不必要な契約をしてしまったことはありませんか。クーリング・オフとは、後で契約をやめようと思ったときに、無条件で契約を解除できる制度です。【担当課】消費生活センター ☎(56998)2311

クーリング・オフできる場合

訪問販売など店舗(営業所)以外の場所
で契約した場合はクーリング・オフ
できます。

なお、店舗で契約した場合でも、路上
などで声を掛けられたり、電話やハガキ
で選んだなど呼び出されたりして商品
を買わされた場合は対象になります。

クーリング・オフできる期間

契約書を受け取ってから8日以内(消
費者を販売員にし、会員を増やしなが
ら販売するマルチ商法や、内職・モニタ
ーの仕事紹介と見せかけ、高額な商品な
どを契約させる商法の場合は20日以内)

ただし、契約書を渡されていない場合
や、記載内容に不備がある場合は、期間
を過ぎていてもクーリング・オフできま
す。また、「この商品はクーリング・オ
フできない」とうそを言われた場合には
クーリング・オフ期間が延長されます。

注意してください!

クーリング・オフできない場合

▽自分から店に出向いた場合や、電話や
インターネットで申し込んだ場合

▽総額が3千円未満で、全て現金で支払
った場合

▽購入者が営業目的で契約した場合

▽通信販売で購入した場合
ただし、広告に返品不可の表示がない
場合は、商品などを受け取った日から8
日間、送料消費者負担での返品(契約の
解除)が可能です。

▽消耗品(化粧品や健康食品など)で、使
用していた場合
ただし、契約書に「使用後はクーリン
グ・オフできない」との記載がない場合
や、販売員から試しに使うよう言われて
使用した場合は、開封・使用後でもク
ーリング・オフできます。

クーリング・オフ

クーリング・オフがなくても

契約自体に問題がある場合は、無効や
取り消しができることがあります。

無効となる例

▽内容が法令や公序良俗に反する契約
▽契約の主要な部分を勘違いして結んだ
契約

取り消すことができる例

▽未成年者が法定代理人(親など)の同意
を得ないで結んだ契約
▽詐欺や脅迫によって成立した契約
▽事業者の不当な勧誘行為により、誤認
・困惑して結んだ契約
これらの場合は、諦めずに消費生活セ
ンターに相談してください。

クーリング・オフの手続き

▽ハガキに、所定の内容を記入し(記入
例参照)、販売会社宛てに特定記録郵便
などで郵送します。クレジットを利用し
た場合には、必ずクレジット会社にも同
時に送ります。

▽ハガキの両面をコピーし、特定記録郵
便の受領証と一緒に5年間保管しておき
ます。

▽商品の引き取り費用などは、事業者負
担です。

【記入例】

販売会社代表者 宛て

クレジット会社代表者 宛て

通知書
私は、貴社と次の契約を
しましたが、解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社××
□営業所
担当者△△△
私が支払った代金〇〇円を返金
してください
受け取った商品は引き取って
ください。
平成〇〇年〇月〇日
契約者住所
契約者氏名

通知書
私は、販売会社と次の契約を
しましたが、解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社名 株式会社××
□営業所
平成〇〇年〇月〇日
契約者住所
契約者氏名

消費生活情報

くらしのまど

無理をせずに物を整理しましょう

「家の中に物があふれて探し回る」「何がどこにあるか
分からない」といった経験はありませんか。そうならな
いために、物を片付けるコツを紹介します。

【担当課】消費生活センター
(立石5・27・1 ウィメンズパル内)
☎(56998)2311

「もったいない」と
ため込んでいませ
んか

「いつか使えるかも」「も
ったいない」という気持ち
から片付けを先延ばしにし
ているうちに、物があふれ
てしまい、収納した場所を
忘れ、肝心なときに使えな
くなる場合があります。

片付けは元気なう
ちに

体調不良になったり気が
が衰えたりすると、片付け
るのが面倒になることから
床に物が増えがちになりま
す。このことは転倒による
けがにつながるため注意が
必要です。

元気なうちに整理をして
おくことは、高齢になつて
からの暮らしを楽にします。
少しづつ片付けま
しょう

1日に「15分」引き出し
1つ)など、無理せずに続
けることが大切です。
まずは使えない物や着ら
れない洋服、壊れている電
気製品などを処分しましょ
う。また、使わない物を「あ
げる」「売る」などして、再
利用しましょう。月1回土
曜日に、消費生活センター

消費生活特別相談
■契約トラブル・借金で
お困りの個人の方へ
弁護士による無料相談
です(1人30分程度)。
【日時】1月12日(木)
午前10時～正午・午後1
～3時
【対象】区内在住・在勤
・在学の方5人
【申込方法】
12月27日(火)午前9時か
ら電話で(先着順)。
【会場・申し込み】
消費生活センター
(立石5・27・1 ウィメ
ンズパル内)
☎(56998)2311

